

# 第 9 期 定時株主総会招集ご通知

## 決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5 名選任の件
- 第 3 号議案 会計監査人選任の件

## 議決権行使期限

2019年11月27日（水曜日）午後 6 時まで

## 日時

2019年11月28日（木曜日）午前10時

## 場所

東京都品川区東品川二丁目 3 番15号  
第一ホテル東京シーフォート 3 階  
「ハーバーサーカス」宴会場

株主各位

証券コード 3647

2019年11月13日

東京都品川区東品川二丁目3番14号

株式会社ジー・スリーホールディングス

代表取締役兼

最高管理責任者(CFO)

長倉 統己

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2019年11月27日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2019年11月28日(木曜日) 午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 「ハーバーサーカス」宴会場 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第9期(2018年9月1日から2019年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期(2018年9月1日から2019年8月31日まで)計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	2頁～3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	本定時株主総会招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。 なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ (<https://www.g3holdings.com/>)



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2019年11月28日(木曜日)  
午前10時



### 書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年11月27日(水曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使  
期限

2019年11月27日(水曜日)  
午後6時完了分まで

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

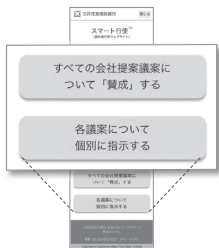
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

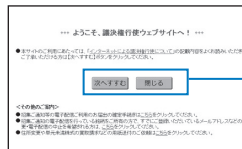
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

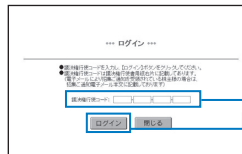
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を常に重要課題として考えており、財政状態・業績・事業計画等を勘案し、株主への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

株主価値向上と配当による株主還元をバランス良く実施していくため、フリー・キャッシュ・フロー等の財務状況を総合的に勘案し、第9期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当社普通株式1株につき金8円とさせていただきたいと存じます。

なお、剰余金の配当が効力を生じる日は、2019年11月29日といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円 総額115,283,848円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2019年11月29日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため3名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	かさはら 笠原 ひろかず 弘和		新任
2	えんどう 遠藤 ひろし 洋	再生エネルギー事業部GM(ゼネラルマネージャー)	新任
3	さえき 佐伯 たけし 猛志		新任
4	まつもと 松本 りゅう 隆		新任
5	しげとみ 重富 まさひろ 公博	内部監査室長	新任

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	笠原弘和 (1976年9月18日生)	1998年3月 学校法人湘中央学園湘中央医学技術専門学校入校 2003年3月 プライマックス株式会社入社 2012年6月 株式会社メッツ（現株式会社きずな）入社 2013年6月 同社取締役 2017年2月 同社代表取締役（現任） 2018年12月 株式会社イメージワン取締役（監査等委員）（現任）	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>笠原弘和氏は、現在、株式会社きずな代表取締役、株式会社イメージワン取締役（監査等委員）、株式会社ユニ・ロッド不動産部部長の地位にあり、経営から管理まで幅広い経験を有しております。今後当社が、環境関連事業とともに、今後の柱となり得る環境関連事業以外事業も立ち上げて、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図る役割を担うことで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。</p> <p>なお、当社代表取締役就任に際しては、現在の兼任業務については速やかにすべて退き、当社の経営に専念する旨の確約を得ています。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	遠藤 洋 (1963年2月7日生)	1985年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1987年9月 スタンフォード大学院修了 (MBA) 2002年9月 Jone Lang LaSalle 株式会社 アソシエイト 2005年5月 株式会社ニューシティコーポレーション シニアアドバイザー 2008年10月 株式会社クリード執行役員 2017年9月 当社入社 事業戦略室GM (ゼネラルマネージャー) 2018年2月 株式会社Green Micro factory 取締役 2018年9月 株式会社エコ・テクノサービス代表取締役社長 (現任) 2018年9月 当社再生エネルギー事業部GM (ゼネラルマネージャー) (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 遠藤洋氏は、これまで、当社の主力事業である環境関連事業の責任者としての役割を担ってまいりました。今後は取締役として、更なる責任と自覚をもってもらうことを期待するとともに、その役割と過去の経歴から、主として環境関連事業を牽引しつつ、当社グループ全体の積極的な成長戦略を図ることで、企業価値の更なる向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	佐伯 猛志 (1984年5月9日生)	2006年9月 株式会社ゼンコミュニケーション入社 2013年10月 株式会社ユニ・ロット入社 2014年12月 西宮ソーラー発電合同会社代表社員 2017年4月 株式会社ユニ・ロット営業本部長 2019年6月 同社取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 佐伯猛志氏は、現在、株式会社ユニ・ロットの取締役営業本部長であり、2013年から6年間、同社の環境関連事業を牽引してきた実績を有し、同事業に精通しております。今後、当社の環境関連事業を更に発展成長させるうえで、同氏の知見・人脈は当社グループ全体の企業価値の更なる向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	まつもと 隆 (1952年6月26日生)	2013年3月 株式会社そごう・西武代表取締役社長 2014年1月 株式会社バーニーズジャパン取締役 2014年5月 株式会社セブン&アイホールディングス常務執行役員 2016年10月 早稲田大学評議員(現任) 2017年6月 株式会社PALTAC社外取締役(現任) 2019年1月 株式会社SBY取締役(現任)	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松本隆氏は、これまで、当社連結子会社である株式会社SBYの取締役として、適切な助言をし、実務においても、積極的に対応してきた実績があります。また過去には株式会社そごう・西武の代表取締役社長、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングスの常務執行役員としての経験もあり、当社グループ全体の業務執行の推進役あるいは助言役となり得ることから、当社グループ全体の企業価値の更なる向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	しげとみ 公博 (1978年10月4日生)	2004年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年8月 公認会計士登録 2009年8月 重富公認会計士事務所代表(現任) 2010年8月 堂島監査法人社員 2011年5月 北摂監査法人社員(現任) 2015年11月 当社内部監査室長(現任)	一株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>重富公博氏は、これまで、公認会計士として、当社の前身である株式会社コネクテクトクノロジーズ時代より長年にわたり会計業務・内部監査業務に関与してきた実績があり、当社グループの状況について熟知しております。同氏の知見を活かした当社のガバナンス強化を通じて、当社グループ全体の企業価値の更なる向上に資するものと判断し、取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の指名に当たっての方針と手続き

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を指名しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の選定に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法2条12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いている）により候補者を選定し、取締役会で決定しております。

3. 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任については、監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任及び報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、赤坂有限責任監査法人を新たに会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が赤坂有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められている専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

名称	赤坂有限責任監査法人
主たる事業所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4階
沿革	2008年5月 設立
構成人員	公認会計士・その他監査従事者80名

(2019年8月末日現在)

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2018年9月1日から  
2019年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな回復基調が見られるものの、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替や株価の不安定な動きにより、依然として先行きの不透明感を伴う状況で推移しています。

当社グループは、事業子会社の株式を100%保有し、グループ全体の経営戦略及び管理業務（財務・経理・総務・人事・情報システム）を担うとともに、事業部門として、環境関連事業を展開する株式会社ジー・スリーホールディングス（以下、「当社」という）、及び株式会社エコ・テクノサービス（以下、「エコ・テクノサービス」という）、S B Y事業を展開する株式会社S B Y（以下、「S B Y」という）、並びにFATBURGER事業を展開する株式会社Green Micro Factory（以下、「GMF」という）からなるグループ体制をとっています。

当社グループを取巻く環境として、当社、及びエコ・テクノサービスが展開する環境関連事業については、経済産業省による固定価格買取制度の見直しを受け、太陽光発電事業者の選別淘汰が進む一方で、太陽光発電所におけるセカンダリー市場の形成が進む等、インフラ投資を踏まえた今後の市場拡大が期待されています。

S B Yが展開するS B Y事業、及びGMFが展開するFATBURGER事業は、訪日外国人観光客によるインバウンド消費は縮小傾向にはあるものの、主要顧客である若年層の消費意欲は依然として潜在力があり、サービス・小売業を中心とした経済効果が期待されています。

このような環境の中、当連結会計年度における連結業績につきましては、連結売上高は4,857百万円（前期比34.7%増）と増収となったものの、連結営業損失は343百万円（前期は連結営業利益841百万円）、連結経常損失は575百万円（前期は連結経常利益712百万円）と大幅な減益となる一方、特別利益1,318百万円、特別損失186百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は264百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益は439百万円）と前期比60.3%の利益計上を行っております。

当連結会計年度におけるセグメントの経営成績は以下のとおりです。

#### (1)環境関連事業

環境関連事業は、主に当社、及びエコ・テクノサービスにて展開しております。

当社は、エネルギー関連分野における投資効率を踏まえた資産運用の観点から、太陽光発電所の保有による電力会社に対する売電事業、及び未稼働太陽光発電所の買取事業、並びに太陽光発電運用会社への投資、また、太陽光発電用地に加え、今後の着工を予定する太陽光発電所における固定価格買取制度の適用を受けるための経済産業省による設備認定、及び電力会社からの許認可による発電設備を電力会社の電力系統に接続する権利を取得することで、用地及び認定・権利を運用会社に売却あるいは賃貸を行い、併せて運用会社への太陽光発電事業のコンサルティング、また太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の販売を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

エコ・テクノサービスは、当社が運営、又は運用会社に売却あるいは賃貸する太陽光発電所について、稼働後20年間に亘り安定した発電事業を運営できるように、最新の技術と専門技術者によるオペレーション及びメンテナンス並びに障害対応事業を行うことをビジネスモデルとして展開しています。

当連結会計年度においては、期首時点では、販売用資産としての太陽光発電所の新規取得及び売却を複数計画しておりましたが、2015年1月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」により、九州電力管内に所在する太陽光発電所については、電力会社における電力の接続可能量が超過していることから、電力会社からの出力制御の要請には、無補償で応じるルールが定められており、昨年来、九州全体の発電量が消費量を上回り、当社の保有する太陽光発電所についても出力制御の要請が発生したことから、九州電力管内に所在する固定資産として自社保有する太陽光発電所5ヵ所を優先して譲渡し、出力制御リスクの低い地域に所在する太陽光発電所を取得することにより、自社保有する太陽光発電所の構成を入れ替える方針といたしました。

この結果、当該5カ所の譲渡は、売上高、営業利益及び経常利益には計上されず、特別利益に計上されることから、環境関連事業の売上高は3,838百万円（前期比40.9%増）と増収となるも、セグメント利益（営業利益）は147百万円（前期比87.8%減）の減益となりました。

ただし、セグメント利益には反映されておりませんが、環境関連事業においては、自社保有太陽光発電所の譲渡により、固定資産売却益、関係会社株式売却益等で総額1,182百万円を特別利益に計上しております。

## （2）S B Y事業

S B Y事業は、S B Yにて展開しています。

S B Yは、店舗展開を中心としたエンターテイメントショップの運営、並びにプロデュース、ディレクション、プロモーションや、自社及び海外コスメブランドの取扱いによるビジネスアライアンスをビジネスモデルとして展開しています。

エンターテイメントショップの運営においては、C2（13～19歳）及びF1（20～34歳）層の女性を主なターゲットとして日本を代表する流行最先端都市「渋谷」＝S B Y（SHIBUYA）をブランドネームとし、その中核店舗は「アタラシモノ発見☆カフェ」をコンセプトにSHIBUYA109で運営しております。

エンターテイメントショップは単なる店舗販売事業ではなく、最先端の情報が揃う店舗型の情報発信スペースであり、流行に敏感な女性の心を掴み、夢中にさせる総合エンターテイメントを追求することにより、S B Yから生まれた情報・商品がメディアや流通等のインフラに乗り、全国へ/世界へ発信されています。

ビジネスアライアンスにおいては、独自に収集分析するトレンド情報を活用し、主にC2及びF1層の女性を主なターゲットとして事業を展開している企業を総合的にプロデュースするプラットフォームを提供するとともに、Diamond Lash（つけまつげ）を始めとする自社ブランド商品（Diamondシリーズ）の国内外への卸販売、また、韓国ブランドを中心としたコスメ雑貨の国内卸販売を行っております。

当連結会計年度においては、エンターテイメントショップ事業を基幹店である渋谷（東京）及び阿倍野（大阪）の2店舗に集約させたこと、またDiamond Lash及びコスメ雑貨の卸販売において、国際情勢の動向等により、海外提携工場での生産、及び海外仕入先からの輸入が大幅に遅れていることから、売上高及びセグメント利益は、期首時点での見込みを大幅に下回りました。

この結果、S B Y事業の売上高は927百万円（前期比10.3%増）と増収となるも、セグメント損失（営業損失）は38百万円（前期はセグメント利益（営業利益）15百万円）の減益となりました。

### (3)FATBURGER事業

FATBURGER事業は、GMFにて展開しています。

GMFは、FAT BRANDS INC.との日本国内における出店ライセンス契約により、ロサンゼルスを発祥とし、世界5大陸、18ヶ国で150を超える店舗を展開するバーガーブランドであるFATBURGERの国内運営をビジネスモデルとして展開しており、日本一号店を、渋谷(MAGNETbySHIBUYA109)にて2018年4月28日にオープンいたしました。

当連結会計年度においては、期首時点では、多店舗展開を想定しておりましたが、出店地の決定等に時間を要しており、渋谷(東京)店1店舗のみの店舗運営であることから、売上高及びセグメント利益(営業利益)は、期首時点での見込みを大幅に下回りました。

この結果、FATBURGER事業の売上高は91百万円(前期比114.7%増)と増収となるも、セグメント損失(営業損失)は42百万円(前期はセグメント損失(営業損失)37百万円)の減益となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,243百万円で、その主なものは次のとおりであります。

##### イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	設備の内容
環境関連事業	G3HD富岡太陽光発電所

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充  
特記すべき事項はありません。

##### ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

環境関連事業において、三重県志摩市の土地(太陽光発電所用地)、及びG3HD田川第一・第二、並びにG3HD岩崎第一・第二の各太陽光発電所を売却し、固定資産売却益を計400百万円を計上しております。

また、S B Y事業において、梅田店、OPA福岡店の閉店に伴い、店舗閉鎖損失6百万円、SHIBUYA109店の移転に伴い、固定資産除却損25百万円を計上しております。

- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に、主に環境関連事業への投資資金として、金融機関からの借入金、リース・割賦契約により総額2,196百万円の資金調達を実施いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、2018年9月1日付で、当社を存続会社、連結子会社である株式会社エコ・ボンズを消滅会社として吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
当社は、2019年8月30日付で、子会社であった永九能源株式会社の全株式を株式会社ユニ・ロットに譲渡いたしました。



## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2016年8月期)	第7期 (2017年8月期)	第8期 (2018年8月期)	第9期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売上高 (千円)	2,760,571	3,730,281	3,605,094	4,857,832
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	272,988	750,663	712,508	△575,015
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	253,861	493,465	439,029	264,831
1株当たり当期純利益 (円)	3.89	7.26	6.21	18.36
総資産 (千円)	1,382,190	7,418,817	9,705,678	5,937,021
純資産 (千円)	953,878	1,482,143	1,881,095	1,960,282
1株当たり純資産額 (円)	14.48	21.57	26.03	136.03

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2019年3月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 S B Y	65,000千円	100.0%	S B Y事業
株式会社エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	環境関連事業
株式会社Green Micro Factory	10,000千円	100.0%	FATBURGER事業

(注) 当社は、2018年9月1日付で、当社を存続会社、連結子会社である株式会社エコ・ボンズを消滅会社として吸収合併いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、環境関連事業、S B Y事業、FATBURGER事業により、収益の拡大のために事業展開の幅を広げてまいりますが、いずれの事業においても、新規参入が増加し、将来的には他社との競合が激化していく可能性もあります。

このような環境の中、当社では対処すべき課題として以下のことに取り組んでいます。

##### ① 積極的な投資の実施

当社グループは、安定した収益の確保並びに今後の成長発展を図るべく、M&A、子会社設立、資本業務提携等を積極的に行う必要があると考えております。

そのためには、当社グループが保有するサービスノウハウをグループ内及び他社と相互に補完しあうことにより、ビジネスの可能性が広がるような投資施策を検討してまいります。

##### ② 人的資産の強化

当社グループは、ガバナンスを強化し、コンプライアンスを遵守した当社グループ独自のポジショニングを継続して保ち続けるためには、企画担当者、営業担当者及び拡大する組織に対応するための管理並びに内部統制担当者を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。

そのためには、常に魅力ある情報発信に携われるような環境を用意することにより、優秀な人材を惹きつけられる存在であり続けることが重要であると考えております。

##### ③ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、いずれの事業においても、厳格なガバナンス体制のもと推進していますが、引き続き、内部管理体制の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが重要であると考えております。

(5) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

事業区分	事業内容	会社名
環境関連事業	主に、太陽光発電所の運用による売電事業、太陽光発電所運用会社への投資事業、太陽光発電所に係る権利及び事業用地の仕入販売事業、太陽光電池モジュール及び周辺機器等太陽光発電商材の仕入販売事業、太陽光発電導入のためのコンサルタント事業、太陽光発電所のオペレーション及びメンテナンス事業を展開しております。	(株) ジー・スリーホールディングス (株) エコ・テクノサービス (株) エコ・グリーン1号 (株) エコ・グリーン2号 ジー・スリーエコエナジースリー(同) その他 3社
S B Y事業	主に、店舗運営を中心としたエンターテイメントショップ事業の他、プロデュース・ディレクション・プロモーション・マーケティング事業、自社及び海外コスメブランドの取扱いによるビジネスアライアンス事業を展開しております。	(株) S B Y
FATBURGER事業	主に、FAT BRANDS INC.との日本国内における出店ライセンス契約による、FATBURGER事業を展開しております。	(株) Green Micro Factory

(6) 主要な事業所 (2019年8月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株 式 会 社 S B Y	本社：東京都品川区
株 式 会 社 エ コ ・ テ ク ノ サ ー ビ ス	本社：東京都品川区
株 式 会 社 Green Micro Factory	本社：東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2019年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
環境関連事業	10 (－)	5名増 (－)
S B Y 事業	19 (14)	3名減 (－)
F A T B U R G E R 事業	1 (17)	2名減 (19名減)
その他	－ (－)	1名減 (－)
全社 (共通)	8 (1)	7名減 (－)
合計	38 (32)	8名減 (19名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、当連結会計年度の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	2名増	41.3歳	2.5年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	625,961 千円
永九能源株式会社	390,991
オリックス銀行株式会社	100,000
芝信用金庫	43,304
湘南信用金庫	41,158

(注) 上記のほか、当社は資金調達的手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、主にリコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金 (設備関係未払金を含む) 1,608,654千円を計上しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年8月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 36,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,993,720株 |
| ③ 株主数      | 14,138名     |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ふ お ー 優	520,000株	3.61%
株 式 会 社 サ ン ラ イ フ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	500,000	3.47
株 式 会 社 プ ラ ザ 開 発	500,000	3.47
株 式 会 社 J T コ ン サ ル テ ィ ン グ	400,000	2.78
小 野 成 之 良	325,300	2.26
楽 天 証 券 株 式 会 社	239,300	1.66
明 和 證 券 株 式 会 社	224,000	1.55
長 倉 統 己	200,000	1.39
奥 田 泰 司	150,000	1.04
徳 田 昌 彦	101,000	0.70

- (注) 1. 当社は、2019年3月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施し、これに伴い、発行可能株式総数を184,000,000株から36,800,000株に変更し、発行済株式の総数は前期末に比べ63,974,881株減少しております。
2. 当社は自己株式を1,583,239株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 株式会社ふおー優は、代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）である奥田泰司の資産管理会社であります。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2019年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥田 泰司	最高経営責任者 (CEO) 株式会社SBY代表取締役社長 株式会社GreenMicroFactory代表取締役社長
代表取締役	長倉 統己	最高管理責任者 (CFO)
取締役 (監査等委員)	松山 昌司	松山公認会計士事務所所長 あすなる監査法人代表社員 株式会社グッドコムアセット取締役
取締役 (監査等委員)	本間 周平	プラス会計事務所代表 共立パートナーズ株式会社代表取締役 有限会社ベストアカウンタンツ代表取締役
取締役 (監査等委員)	川崎 修一	愛知大学大学院法務研究科准教授 株式会社クリップコーポレーション監査役 弁護士法人久屋総合法律事務所 株式会社サンヨーハウジング名古屋監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・松山昌司氏及び本間周平氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有し、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。
3. 当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2018年11月29日開催の第8期定時株主総会において、奥田泰司氏、長倉統己氏、香藤紘一氏は任期満了により退任し、このうち奥田泰司氏、長倉統己氏は重任により取締役に選任され就任いたしました。
4. 当事業年度の監査等委員会である取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2018年11月29日開催の第8期定時株主総会において、名越陽子氏、松山昌司氏、本間周平氏は任期満了により退任し、このうち松山昌司氏、本間周平氏は重任により、川崎修一氏は新たに監査等委員会である取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
7. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室及び内部統制室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

## ② 取締役の報酬等

## イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） ＜うち社外取締役＞	3名 (-)	95,943千円 (-)
取締役（監査等委員） ＜うち社外取締役＞	4 (4)	13,762 (13,762)
合 計 ＜うち社外役員＞	7 (4)	109,706 (13,762)

(注) 1. 上記には、2018年11月29日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち1名は社外取締役）を含めております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（うち社外取締役50,000千円以内）は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められております。

4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会において、年額100,000千円以内と定められております。

5. 上記の報酬等の額には取締役及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬額が含まれております。また、当該譲渡制限付株式報酬額は当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所所長、あすなる監査法人代表社員及び株式会社グッドコムアセットの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本間周平氏は、プラス会計事務所代表、共立パートナーズ株式会社の代表取締役及び有限会社ベストアカウンタンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科准教授、株式会社クリップコーポレーションの監査役、及び株式会社サンヨーハウジング名古屋の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 松山昌司	当事業年度に開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 本間周平	当事業年度に開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会17回のうち17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 川崎修一	2018年11月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



### (3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人大手門会計事務所

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
  - (2) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
  - (3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - (4) 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
  - (5) 代表取締役兼最高管理責任者直轄の内部監査室及び内部統制室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営管理本部を窓口として定め、適切に対応する。
  - (6) コンプライアンスの状況は、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - (2) 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - (2) リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は経営管理本部が行うものとする。
  - (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - (4) 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - (5) 内部統制室は、内部監査室と連携し、定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
  - (2) 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - (3) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。
- ⑤ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。

- (2) 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
- (3) 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、経営管理本部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
- (4) 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - (2) 当該使用人はその指示に関して監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとし、その人事に関しては監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑦ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社並びに子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当ってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
  - (2) 監査等委員は、内部監査室、内部統制室及び経営管理本部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - (2) 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
  - (3) 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、経営管理本部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
  - (4) 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - (2) 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

**(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）においては、定例取締役会12回のほか、書面決議を含めた取締役会は17回開催し、取締役及び監査等委員会の情報共有と当社グループの経営管理の充実に努めました。
- ② リスク管理については、不測の事態が発生した場合には、代表取締役兼最高管理責任者指揮下のもと対策措置を講じ、弁護士等外部の専門機関とともに迅速に対応する体制を整えております。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価については、決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに基づき、決算財務プロセスの検討を実施しております。

**(6) 会社の支配に関する基本方針**

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

## 連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,918,652</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,656,385</b>
現金及び預金	714,676	買掛金	111,033
受取手形及び売掛金	508,729	短期借入金	140,000
商品及び製品	196,984	一年内返済予定の長期借入金	509,149
仕掛販売用不動産	14,411	未払金	188,420
前渡金	194,456	前受金	24,033
未収入金	1,192,114	未払法人税等	278,589
未消費税等	59,051	設備関係未払金	135,007
その他	241,690	リース債務	2,095
貸倒引当金	△203,462	移転費用引当金	38,500
<b>固定資産</b>	<b>3,018,369</b>	その他	229,555
<b>有形固定資産</b>	<b>2,449,643</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,320,354</b>
建物及び構築物	31,745	長期借入金	628,907
工具、器具及び備品	17,404	長期未払金	32,124
機械装置及び運搬具	2,286,120	繰延税金負債	2,476
土地	114,373	長期前受収益	11,868
<b>無形固定資産</b>	<b>11,926</b>	リース債務	5,823
その他	11,926	資産除去債務	39,173
<b>投資その他の資産</b>	<b>556,799</b>	長期設備関係未払金	1,473,647
長期未収入金	15,577	長期預り金	76,334
出資金	540	その他	50,000
関係会社出資金	299,878	<b>負債合計</b>	<b>3,976,739</b>
敷金及び保証金	153,689	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	35,258	<b>株主資本</b>	<b>1,960,282</b>
その他	54,282	資本金	876,257
貸倒引当金	△2,426	資本剰余金	497,562
<b>資産合計</b>	<b>5,937,021</b>	利益剰余金	935,676
		自己株式	△349,214
		<b>純資産合計</b>	<b>1,960,282</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,937,021</b>



# 連結損益計算書

(2018年9月1日から  
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	4,857,832		
売上原価	3,900,942		
販売費及び一般管理費	956,890		
営業外収益	1,300,125		
受倒引当金戻取	343,235		
貸倒引当金戻取	3,724		
償却引債	11,324		
違約金	650		
消費税の戻差	676		
その他	4,658		
営業外費用	4,998		26,031
支払手数の損	217,296		
支払手数料	15,070		
その他	25,445		
特別利益	575,015		
関係会社株式売却益	550,144		
関係会社資産売却益	400,777		
関係会社出資金売却益	231,937		
受取和解除益	100,000		
特別損失	35,974		1,318,834
固定資産除却損	25,859		
減損引当金繰入	113,918		
移転費用	38,500		
移転費用	1,504		
店舗閉鎖損	6,699		
税金等調整前当期純利益	186,481		
法人税、住民税及び事業税	557,337		
法人税等調整額	284,258		
当期純利益	8,247		292,505
親会社株主に帰属する当期純利益	264,831		264,831



## 連結株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から  
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	876,257	497,547	854,420	△347,130	1,881,095
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			264,831		264,831
剰 余 金 の 配 当			△216,763		△216,763
持分法の適用範囲の変動			33,188		33,188
自 己 株 式 の 取 得				△2,124	△2,124
自 己 株 式 の 処 分		15		39	55
当 期 変 動 額 合 計	-	15	81,256	△2,084	79,186
当 期 末 残 高	876,257	497,562	935,676	△349,214	1,960,282

	純資産合計
当 期 首 残 高	1,881,095
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	264,831
剰 余 金 の 配 当	△216,763
持分法の適用範囲の変動	33,188
自 己 株 式 の 取 得	△2,124
自 己 株 式 の 処 分	55
当 期 変 動 額 合 計	79,186
当 期 末 残 高	1,960,282

# 貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,770,104</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,441,494</b>
現金及び預金	616,179	買掛金	45,348
売掛金	413,765	短期借入金	140,000
前渡金	192,826	一年内返済予定の長期借入金	446,073
仕掛販売用不動産	14,411	未払金	198,374
前払費用	24,161	未払費用	2,965
関係会社短期貸付金	374,000	未払法人税等	276,689
未収入金	1,175,891	未払消費税等	193,776
その他の	262,653	設備関係未払金	67,006
貸倒引当金	△303,784	前受収益	7,247
<b>固定資産</b>	<b>1,664,935</b>	移転費用引当金	38,500
<b>有形固定資産</b>	<b>1,057,470</b>	その他	25,510
建物及び構築物	31,745	<b>固定負債</b>	<b>896,059</b>
工具、器具及び備品	13,461	長期借入金	46,164
機械装置及び運搬具	897,890	長期未払金	32,124
土地	114,373	長期設備関係未払金	806,670
<b>無形固定資産</b>	<b>5,167</b>	長期前受収益	11,100
ソフトウェア	812	<b>負債合計</b>	<b>2,337,554</b>
借地権	850	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	2,384	<b>株主資本</b>	<b>2,097,486</b>
商標権等仮勘定	1,120	資本金	876,257
<b>投資その他の資産</b>	<b>602,297</b>	資本剰余金	497,562
関係会社株式	10,000	資本準備金	97,547
出資金	360	その他資本剰余金	400,015
関係会社出資金	314,335	<b>利益剰余金</b>	<b>1,072,880</b>
長期前払費用	1,796	利益準備金	35,415
長期未収入金	15,522	その他利益剰余金	1,037,465
長期貸付金	170,000	特別償却準備金	12,158
敷金及び保証金	53,457	繰越利益剰余金	1,025,306
繰延税金資産	36,825	<b>自己株式</b>	<b>△349,214</b>
貸倒引当金	△0	<b>純資産合計</b>	<b>2,097,486</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,435,040</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>4,435,040</b>

# 損益計算書

(2018年9月1日から  
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,514,105
売上原価	3,054,878
売上総利益	459,226
販売費及び一般管理費	
役員報酬	71,100
給料	98,594
株式報酬費用	37,579
支払手数料	139,516
地代家賃	26,195
貸倒引当金繰入額	192,106
減価償却費	8,961
その他	141,646
	715,700
営業損失	256,473
営業外収益	
受取利息	12,229
消費税差額	2,358
違約金収入	676
償却債権取立益	650
その他	837
	16,751
営業外費用	
支払利息	157,198
貸倒引当金繰入額	91,570
支払手数料	1,970
その他	22,802
	273,542
経常損失	513,265

科 目	金	額
<b>特 別 利 益</b>		
固 定 資 産 売 却 益	400,777	
債 務 免 除 益	433,066	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	231,937	
抱 合 せ 株 式 消 滅 益	203,496	
受 取 和 解 金	100,000	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	62,174	
契 約 解 除 益	35,974	1,467,427
<b>特 別 損 失</b>		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	54,323	
減 損 損 失	50,572	
移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	38,500	
固 定 資 産 除 却 損	502	143,898
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>810,263</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	323,281	
法 人 税 等 調 整 額	△14,341	308,940
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>501,323</b>

## 株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から  
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	資 本 剰 余 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	876,257	97,547	400,000	497,547	13,738	15,144	759,437	788,321
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益							501,323	501,323
剰 余 金 の 配 当					21,676		△238,440	△216,763
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			15	15				
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△2,986	2,986	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	15	15	21,676	△2,986	265,869	284,559
当 期 末 残 高	876,257	97,547	400,015	497,562	35,415	12,158	1,025,306	1,072,880

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△347,130	1,814,996	1,814,996
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		501,323	501,323
剰 余 金 の 配 当		△216,763	△216,763
自 己 株 式 の 取 得	△2,124	△2,124	△2,124
自 己 株 式 の 処 分	39	55	55
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		－	－
当 期 変 動 額 合 計	△2,084	282,489	282,489
当 期 末 残 高	△349,214	2,097,486	2,097,486

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス  
取締役会 御中

#### 監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 川 博 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 向 井 真 悟 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 亀ヶ谷 顕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年10月27日

株式会社ジー・スリーホールディングス  
取締役会 御中

#### 監査法人大手門会計事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 武 川 博 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 井 真 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 亀ヶ谷 顕 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2018年9月1日から2019年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



**監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月28日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 松山 昌司 ㊟

監査等委員 本間 周平 ㊟

監査等委員 川崎 修一 ㊟

(注) 監査等委員松山昌司、本間周平及び川崎修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

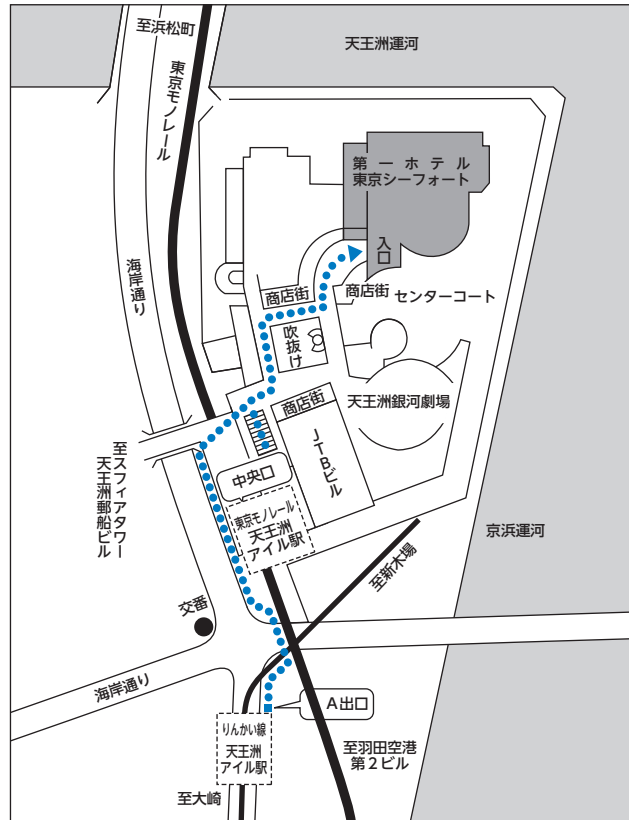
以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号  
第一ホテル東京シーフォート  
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結  
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分  
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、  
ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、  
お控えいただきますようお願い申し上げます。